

令和2年12月31日

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 確定検査陽性について

令和2年12月23日にときがわ町日影で回収されたフクロウ1羽の死亡個体について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨報告がありました。

1 経緯

12月23日（水）

- ・ときがわ町日影でフクロウ1羽の死亡個体を回収。

12月24日（木）

- ・埼玉県鳥獣保護センターにおいて簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性と判明。
- ・同日、環境省が回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

12月30日（水）

- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）を検出

2 今後の対応

（1）野鳥に係る対応

- ・野鳥監視重点区域における監視強化を継続する。
- ・環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における、野鳥でのウイルス感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定。

（2）家きんに係る対応

- ・確認地点を中心とする半径3km圏内の養鶏農家に対し、速やかに立入検査を実施し、異常の有無の確認と飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
- ・県内の全ての家きん飼養者に対し情報提供を行い、注意喚起するとともに、改めて農場への野鳥等の侵入防止対策、消毒実施及び異常家きん発生時の早期通報の徹底を指導。

3 留意事項

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられています。
- ・日常生活において、鳥の糞便等にふれた場合には、手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありません。
- ・なお、現場での取材については、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

<参考> 関連情報

- 環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

<問い合わせ先>

環境部みどり自然課（野鳥に関すること）

野生生物担当 窪田・加島

内線 3143 外線 048-830-3143

農林部畜産安全課（家きんに関すること）

家畜衛生担当 加藤・伊藤

内線 4175 外線 048-830-4175